⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。
　この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。
　なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
イ　平成８年度以降に、上記⑸本文に掲げる工事の経験を有する者であること。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　当該工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、①から③の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
②　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。
③　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を30点とする。
イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～30点の範囲で「加算点」を与える。
評価項目
①　コンクリートの施工・管理に関する事項
②　環境の維持に関する事項
③　特別な安全対策に関する事項
ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。
評価項目
①　品質確保の実効性
②　施工体制確保の確実性
エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒078―8513 北海道旭川市宮前通東4155番31　北海道開発局旭川開発建設部契約課上席契約専門官　吉田登志正　電話0166―32―2451　内線3440
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、平成23年９月21日から平成23年12月２日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である13時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、上記と同様の日時で交付するので、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
　平成23年９月21日９時00分から平成23年10月18日16時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年９月21日９時00分から平成23年10月18日16時00分までに上記４⑴の申込先へ、原則として書留郵便とすること。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成23年11月８日から平成23年12月２日まで　〒078―8513 北海道旭川市宮前通東4155番31　北海道開発局旭川開発建設部契約課企画係　電話0166―32―2451
　持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は書留郵便とすること。
ア　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年12月２日13時00分。
イ　紙により持参する場合の提出期限は、平成23年12月２日13時00分。提出先は、北海道開発局旭川開発建設部契約課上席契約専門官。
ウ　郵便による入札の受領期限は、平成23年12月２日13時00分。郵送先は、北海道開発局旭川開発建設部契約課上席契約専門官。
　開札は、平成23年12月７日10時00分　北海道開発局旭川開発建設部３階第２会議室にて行う。
５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行旭川代理店）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行旭川代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。